

川崎町「道の駅」名称募集要項

1.趣旨

川崎町で整備を進めている「道の駅」は、地域の特産物や観光資源を活用し、地域振興や交流促進を図る拠点として位置づけています。

また、本施設は、パンをテーマとした特色ある道の駅として整備を予定しており、町内外から多くの人々が訪れ、にぎわいの創出や地域の魅力発信につながる施設となることを目指しています。

この道の駅が、町民や来訪者に末永く親しまれ、川崎町の魅力を象徴する存在となるよう、その名称について広く公募を行うものです。

2. 道の駅の概要

川崎町の道の駅は、「パンでまちづくり」をテーマに、多世代が楽しく過ごし、町の良さを発信し続ける拠点として整備します。

町内産の小麦や野菜を使ったパンやスイーツ、食事・軽食を楽しめるベーカリー・カフェや直売所を備え、地域の魅力を発信します。

・所在地 福岡県田川郡川崎町大字田原 1041-1 他

・敷地面積:約 27,000 m²



※色彩やデザイン等は今後変更になることがあります。

・施設構成

(1) 地域連携機能

飲食施設

町内産小麦や野菜を使ったパンやスイーツ、食事・軽食を楽しむことができる施設

農産物直売・物販施設

野菜・果物・米・加工品など、地元の新鮮な特産品を購入できる施設

パン工房

地域の食材を活かしたパンなどを、工房で焼き上げ、提供する施設

多世代交流施設

住民同士の交流を深めることができ、日常的に利用できるとともに、健康づくりへの取り組みなどを通じて暮らしを支える機能を担う施設

子育て支援施設

子どもたちが安心して遊ぶことができ、親子で楽しく過ごすことができる空間(屋内・屋外)

展望施設

英彦山を望み、清流のせせらぎを感じながら、ゆったりとした時間を過ごすことができる施設

(2) 休憩機能

24時間トイレ、情報発信施設

来訪者が気軽に立ち寄り、くつろぐことができる空間

(3) 防災機能

防災倉庫

災害時に必要な物資を備蓄する施設

(4) その他

半屋外空間

大屋根に覆われた広場で、天候に左右されず利用できる施設

※上記は、現時点での計画のため今後変更になる可能性があります。

【道の駅の用地について】

道の駅の用地に位置し、弥生時代に誕生した集落跡としての田原遺跡は、やがて発展を遂げ、田川地域の拠点集落の1つになったと考えられています。

弥生時代終末期から古墳時代初頭にかけては、1集落の人口が100人前後であったといわれていますが、田原遺跡の人口は400～500人の大規模集落であったと推測されています。

さらに、古代に律令制度が導入されると、九州各地も国割が行われ、田原地域は豊前国と筑前国の国境付近に位置していました。

豊前国の国府(現在の県庁)は現在のみやこ町に置かれ、筑前国の国府である大宰府や他国との間に官道^{かんどう}が整備されました。官道には15～30里(1里=約530m)ごとに駅屋^{うまや}(役人たちの休憩や乗り継ぎ用の馬を提供する施設)が置かれ、中央と地方の物流拠点として利用されました。

また、道の駅の整備に伴う発掘調査において、「墨書土器」と呼ばれる字を書いた土器が川崎町で初めて出土しました。この墨書土器は、役所関連の遺跡からしか出土しない貴重な遺物です。

古墳時代に国家との結びつきを持っていた田原遺跡は、交通の要衝^{ようしゅう}であった地の利の良さも加わって駅屋^{くんが}や郡衙(現在の市役所等)も置かれ、田川地域の拠点集落として発展してきたものと考えられています。

昔から多くの人々が生活し、交通の要衝として田川地域の拠点集落でもあった田原遺跡。

歴史と今がつながるこの場所から、地域の文化や自然に触れられる、町の「顔」となる道の駅が整備されます。

3. 募集内容

川崎町道の駅の名称

4. 応募資格

川崎町に愛着のある方(日本国内に限る。)

※未成年の方は、保護者の同意を得たうえで応募してください。

5. 募集期間

令和8年7月1日(水)から令和8年8月31日(月)まで

6. 応募条件

(1)一人3点以内とします。

(2)応募者自身の創作による未発表のもので、著作権その他第三者の権利を侵害する恐れのないもの。

- (3)他の商標や施設名と重複しないこと(「道の駅かわさき」はすでに別の道の駅で使用されているため、応募されても無効となります)
- (4)名称の要件については、次のとおりです。
- ①川崎町の道の駅の特徴を表現していること
 - ②親しみやすく、覚えやすい名称であること
 - ③川崎町の地域性や特徴を反映していること
 - ④名称には、「道の駅」を必ず入れることとし、「川崎町を表現した単語」または「かわさき※」のいずれかまたは両方を入れること
- ※「かわさき」の文字は、ひらがな、カタカナ、漢字、アルファベットのいずれかとする。
- (5)文字数に上限はありませんが、道路案内標識に使用するため、見やすさを確保できるよう配慮してください。

7. 応募方法

次のいずれかの方法により応募してください。

(1)インターネットによる応募

町ホームページまたは専用応募用紙に記載された URL または QR コードからリンクされる応募フォームに、必要事項を入力して投稿してください。

<https://logoform.jp/form/ewLY/1593108>



(2)応募用紙

必要事項を記入のうえ、以下の方法により応募してください。

①FAX 0947-72-6453

②郵送 〒827-8501 福岡県田川郡川崎町大字田原 789 番地の 2
川崎町役場 企画情報課 道の駅名称募集担当あて

③持参 川崎町役場総合案内(川崎町役場庁舎1階)に設置された応募箱への投函
※土日祝日を除く8時半から 17 時まで

8. 選考方法

次の方法により最優秀者を1名決定します。

- (1) 応募作品の中から、アドバイザー等の意見を聞いたうえで、町が決定します。
- (2) 決定された名称に同一名称の応募が複数あった場合は、名称の由来や理由をもとに審査を行い、必要に応じて公正な抽選により受賞者を決定します。

※なお、選定の過程及び結果に関する問い合わせには応じることができませんので予めご了承ください。

9. 選考基準

次の観点に基づき総合的に評価します。

- ① 地域性(川崎町の特徴が表現されているか)
- ② 独自性・ユニークさ(他の道の駅と差別化された名称であるか)
- ③ 親しみやすさ(広く一般の方々が覚えやすく親しまれる名称であるか)
- ④ 魅力・テーマ性(川崎町道の駅の魅力が表現されているか)
- ⑤ 意味・ストーリー性(名称に込められた思いがあるか)

10. 賞金および特典

最優秀賞(1名):賞金5万円及び特産品1万円分
道の駅開業式典への招待

11. 応募上の注意

- (1) 本要項に記載された応募方法によらないものは、無効とします。
- (2) 応募用紙1枚につき、1点でご応募ください。インターネットによる応募についても、1回の応募につき、1点の応募とします。複数案ある場合は、複数回に分けてご応募ください。
- (3) 同じ読み方の名称であっても、漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字、記号で表記が異なる場合には別作品とみなします。
- (4) 公序良俗に反するもの、誹謗中傷を含むもの、著作権その他第三者の権利を侵害しているものは、選考の対象外となります。また、採用決定後に、その事実が判明した場合は、採用を取り消すものとします。また、権利侵害等に伴う責任が問われた場合、全て応募者の責任と

なります。

- (5)応募用紙は返却しません。控えが必要な場合はご自身で写しを取ってからご提出ください。
- (6)応募に要する費用は、応募者の負担とします。
- (7)選定された名称に関する一切の権利は、川崎町に帰属します。
- (8)応募者の個人情報は厳正に管理し、本募集に関する用途以外には使用しません。ただし、最優秀者については、名称決定後、氏名及びお住いの市町村名を町ホームページや広報等にて発表します。
- (9)応募いただいた際の受付通知及び不採用通知は行いません。
- (10)採用された名称については、原案を尊重しながら、表現、表記の一部を補正・修正する場合があります。

12. お問い合わせ先

川崎町 企画情報課 企画調整係 道の駅名称募集担当
電話:0947-72-3000(内線 300)